7 法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
8 法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
9～12 ［略］
13 法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［二～四　略］
14～23 ［略］
24 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
九　母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
25～56 ［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　法別表第三の一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

2 法別表第三の一の二の項の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

6 法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
7 法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。
8～11 ［同上］
12 法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［二～四　同上］
13～22 ［同上］
23 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
［新設］
24～55 ［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　法別表第三の一の項の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［新設］

3 法別表第三の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
4 法別表第三の一の四の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
5 法別表第三の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
6～63 ［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　法別表第四の一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［削る］

2 法別表第四の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

2 法別表第三の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
3 法別表第三の一の三の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
4 法別表第三の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
5～62 ［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　法別表第四の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

［新設］